

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務

2 業務概要

本業務は、まちなかエリアにおいて、甲府まちなかエリアプラットフォームを中心に策定した「甲府まちなか未来ビジョン 2 0 2 5」の実現に向けて、モビリティサービスの現状や課題を整理するとともに、サービス事業者へのヒアリング等を通じて、将来的なモビリティ戦略の方向性を検討・立案することを目的とする業務である。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き中でないこと。
- （３）公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 管理技術者は技術士「総合技術監理部門」（建設）もしくは「建設部門」の資格を有すること。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画総室地域デザイン課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5060

電子メール：cdezain@city.kofu.lg.jp